

前橋市市税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人の市民税の申告書の提出義務)</p> <p>第32条 個人の市民税の納税義務者は、毎年3月15日までに<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)</u>第5号の4様式(必要に応じてその別表を含む。)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第39条の6の規定により控除すべき金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者等」という。)については、この限りでない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第32条の2 省略</p> <p>第33条 省略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(法施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、第32条第1項又は第2項の規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 省略</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第49条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、<u>その徴収した月割額を法施行規則第5号の15様式若しくは第5号の1</u></p>	<p>(個人の市民税の申告書の提出義務)</p> <p>第32条 個人の市民税の納税義務者は、毎年3月15日までに<u>市長の定める市民税申告書</u>を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第39条の6の規定により控除すべき金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者等」という。)については、この限りでない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第32条の2 省略</p> <p>第33条 省略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)</u>第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、第32条第1項又は第2項の規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 省略</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第49条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに<u>市長の定める計算書</u>を市長に提出し、及びその徴収した月割額を法</p>

5の2様式又は法施行規則第2条の6の規定により総務大臣が別に定めた様式による納入書により納入しなければならない。

2 省略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第54条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法施行規則第5号の8様式又は法施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が別に定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(退職所得申告書)

第54条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに法施行規則第5号の9様式による申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2～4 省略

施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。

2 省略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第54条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、市長の定める納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(退職所得申告書)

第54条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに市長の定める申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2～4 省略